

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） 定足数に達しましたので、ただ今より、平成30年只見町議会4月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、鈴木征君、10番、目黒仁也君の両名を指名します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

町長から、行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

30年4月会議におきまして、行政諸報告を申し上げます。

1番、町職員の退職・新規採用及び定期異動についてでございます。

まず(1)番といたしまして、退職者につきまして、下記3名の職員が退職となりました。内容につきましては以下のとおりでございます。(2)番、新規採用等につきましてでございます。4月1日付の新規採用等は下記の5名でございます。この中で、診療所医師2名につ

きましては、4月から4名体制で診療にあたって現在いただいております。それから、その下記の再任用職員3名につきましては、今年度から新たに再任用制度を導入をいたしまして採用をいたしました。(3)番、定期異動につきましてでございます。4月1日付の定期異動、組織機構の見直し分を含んでおります。異動につきましては55名であり、うち昇格14名となっております。

続きまして、2番の豪雪対策本部の解散についてでございます。本年1月27日付で設置をしておりました只見町豪雪対策本部につきましては、平成30年4月17日午後6時をもって解散をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、請願・陳情付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎常任委員会正・副委員長の選任について

○議長（齋藤邦夫君） 3月会議の中で、常任委員会委員の選任として、総務厚生常任委員会と経済文教常任委員会の委員の選任までを行っておりますので、まずは委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において正・副委員長を互選していただき、議長に報告するようお願いをいたします。

これより、議会の人事案件に関する議題となりますので、町執行部は退席をお願いします。  
尚、再開時、事務局より連絡させますので、よろしく願いいたします。  
ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午後10時43分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今、総務厚生・経済文教、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長、藤田力議員。副委員長、中野大徳議員。

経済文教常任委員会委員長、大塚純一郎議員。副委員長、鈴木好行議員。

以上のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎広報広聴常任委員会委員の選任について

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第4、選任第2号 広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題とします。

選任については、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会において、各2名ずつ、議長推薦で2名を選出したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

○議長（齋藤邦夫君） 会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

広報広聴常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第5項の規定によって、配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選任第2号 広報広聴常任委員会委員の選任については配付しました名簿のとおり決定いたしました。

尚、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正・副委員長を互選していただくこととなります。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、広報広聴常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

広報広聴常任委員会委員長に目黒仁也議員。副委員長に目黒道人議員。

以上のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

選任については、正・副議長並びに各常任委員長にこの選任を一任し決定したいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 24 分

○議長（齋藤邦夫君） 会議を再開いたします。

ただ今、選考の結果、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第5項の規定によって、配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選任第3号 議会運営委員会委員の選任については、配付しました名簿のとおり決定いたしました。

尚、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正・副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（齋藤邦夫君） 会議を再開いたします。

ただ今、議会運営委員会において、正・副委員長が互選されましたので議長より報告をいたします。

議会運営委員会の委員長に佐藤孝義君。副委員長に藤田力君が決定されました。



◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

◎南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6 選挙第1号 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について及び日程第7、選挙第2号 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

日程第6から第7までを一括議題といたします。

続いて、お諮りをいたします。

日程第6から日程第7までについては、正・副委員長並びに各常任委員長にこの選任を一任し決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時59分

○議長（齋藤邦夫君） 会議を再開いたします。

ただ今の選考の結果を申し上げます。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員には、佐藤孝義君、齋藤邦夫。2名を選任いたしました。

また、南会津地方環境衛生組合議会議員には、鈴木征君、山岸国夫君、齋藤邦夫君。3名を選任いたしました。

以上のように選任し、決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙第1号 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について及び選挙第2号 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙については配付しました名簿のとおり決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加・議席の変更について

○議長（齋藤邦夫君） ここで、議席の変更について、追加日程として行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

慣例により、議長席を12番、副議長席を1番に指定し、また、議席の11番を欠番とし、他は抽選によって定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、議席の順番に抽選を行います。

それでは、2番、大塚純一郎君、3番、藤田力君、5番、中野大徳君、6番、佐藤孝義君、7番、鈴木好行君、8番、目黒道人君、9番、鈴木征君、10番、目黒仁也君、11番、山岸国夫君。

それでは、議席の朗読を事務局長からさせますので、お願いします。

○議会事務局長（横山祐介君） それでは、1番から朗読したいと思います。

1番は酒井右一議員。それから2番が佐藤孝義議員。3番が鈴木征議員。4番が目黒道人議員。5番が大塚純一郎議員。6番が中野大徳議員。7番が目黒仁也議員。8番が藤田力議員。9番が鈴木好行議員。10番が山岸国夫議員。そして11番、欠で、12番が齋藤邦夫議長でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議規則第4条第3項の規定によって、ただ今朗読のとおり

り議席を指定します。

所定の議席にお着きください。

それでは名簿の印刷物については午後の会議前までに準備をいたします。

こんな着順になりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、暫時、休議いたします。

昼食のため、休議いたします。

午後1時15分から開会したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時14分

○議長（齋藤邦夫君） それでは会議を再開いたします。

先ほど議席の変更を行いましたので、各議員の紹介を議長から申し上げます。

尚、議会の人事構成は別紙、委員会名簿のとおり決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第42号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第42号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

今回あの、新たに借上住宅1軒を追加するために、条例第2条別表にこの物件を加える内容のものでございます。

別表につきましては、新町住宅。所在が只見町大字只見字新町2185の2。4戸1棟でございます。

お配りしました資料に基づきまして詳細に説明申し上げます。42号資料、右上に書いてあるものでございます。これにつきましては新旧対照表になっておりまして、本条例の改正前が右側、改正後が左側ということで、第2条の住宅について、左側であります、新町住宅を1棟追加するものでございます。

本住宅につきましの詳細でございますが、次のページ資料見ていただきたいと思えます。説明資料にありますように、この新町住宅につきましては、1番目として貸主であります、只見町上ノ原の酒井正吉郎氏でございます。二つ目の所在であります、先ほども申し上げました只見町字新町の2185の2。3番目の建物であります、木造二階建て長屋造り。平成30年新築のものでございます。4点目ですが、戸棟数であります、4戸1棟であります。続いて、5番目ですが、延べ床面積が259.2平米。続いて、戸当たりの床面積であります、64.8平米。2DKの広さでございます。7番目であります、借上げの期間であります、15年。15年間ですか。8番目、借上料であります、1戸あたり月額6万5,000円とするものでございます。9番目に借上料の算定根拠がございますが、(1)には借上料の上限値を定め、その出し方としましては公営住宅法に定めた内容で近傍同種家賃の7万5,600円と上限値といたしております。また、(2)として、その借上料の算定にあたっては、①の建設費に②の管理、修繕費15年間分、1.5パーセントを見込んだ合計額が③に記載になっております。この③の4,711万5,500円。これを4戸、15年、さらには12ヶ月で割ったものが6万5,000円として1戸あたりの月額の借上料というふうにしたものでございます。尚、10番目にこの募集経過がありますが、借上住宅の募集を昨年の11月にいたしまして、その結果、酒井氏一人、1件の応募があったということでございます。尚、11番目に建物図面というふうにあります、本物件につきましては次のページを見ていただきますと、この住宅の立面図。これは正面、それから側面からの立面図がございます。そして次に1階の平面図でございます。4戸が1棟になった長屋敷ということで、それぞれに玄関出入りができる状況であります。次のページが2階部分でございます。2階部分については屋根の計上の形もありまして、前側に洋室が8.8畳。そして、

物入れがあるような2階の平面図になってございます。本物件が今回の借上賃貸住宅として新たに加えるものという内容になっております。尚、本借上料、また受託料の収入等につきましては、この後の一般会計補正予算でも歳入歳出予算でお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君）　今度10番です。山岸です。

この借上住宅の貸付のほうの関係で、これ平成30年度の条例改正あって、その中で、住宅の家賃は公営住宅法に基づいて云々あって、住宅の家賃の範囲内において町長が規則で定めると。この家賃の規則。これを示してほしいというか、配付してほしいんですが。家賃はいろいろ、様々、今回、大きく言って2種類ですか。町営住宅のほうで。あとはその所得制限のない家賃。この間、つくられてますけど、これもたぶんあの、低所得者じゃなくて、いわゆる収入基準の関係で、これまでの古い町の住宅の場合の所得制限あったと思うんです。これも所得制限ないものの扱いになるというふうに私は理解しているんですが、その家賃の規則を配付お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　本条例の家賃の決定には、その、今ほど山岸議員おっしゃるように規則で定めることになっております。また、規則には条例施行規則がございまして、その中で入居者家賃の決定というのが13条に定めてございますが、これにつきましては収入に基づいて別に定める家賃として定めておりまして、この家賃の額については、その収入に応じた算出ということになっておりまして、現在、3段階といいますか、所得によって3段階に応じた家賃をそれぞれ定めようとしております。ですのであの、施行規則というのはすでに公表済みであるかなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君）　質問の仕方、ちょっとわかりにくかったと思うんで。今、説明のあった13条の、この収入に応じた算出ということで3段階あるというふうに答弁なさいましたけど、この3段階の中身を知りたいんです。そこを示していただきたいんです。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。まずあの、区分がA・B・Cとございます。まずあの、区分のAでございますが、所得が15万8,000円以下を適用になりますが、これにつきましては月額の使用料が3万3,000円の家賃ということになります。続きまして区分のBであります、所得が15万8,000円以上21万4,000円以下となっております、月額4万3,000円の家賃という定めです。続きまして区分のCであります、21万4,000円以上については4万9,000円という3段階で設定をしているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） ちょっと、私、委員会違うんで、よくわかんないんで、ちょっと聞いておきたいんですけども、これ、新町住宅4戸1棟。これ丸々あの、買い上げというか、借りるということなんでしょうか。それでこれ、桜ヶ丘自体も9戸、今全部借りているんでしょうか。その辺、よくわからなかったものですから。

それと、今、募集して、1戸あったとかという話、ちょっとあったんですけど、現在これ、9戸のうち何戸入っていて、4戸のうち何戸、募集があつて入ったのか。ちょっとその辺、お聞かせ願いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、新町住宅につきましては、今回、4戸1棟全てを町が借り上げる予定でございます。またあの、桜の丘みらいであります、10戸1棟であります、そのうちの9戸1棟を町が借り上げておまして、全て入居されてございます。さらにあの、新町住宅につきましては、今議会で議決いただいた暁には、その後、入居者を募集して、ならば5月から入居をさせたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 今、課長のほうから説明あったAランクは15万8,000円…

〔「聞こえません」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤田 力君） 聞こえません。Aランクは15万8,000円以下の人は3万3,000円とか、そういった説明あったんですが、これはあれですか。今度、借り上げる新町の

住宅は、借りた人からはこの基準で料金は徴収されるということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） はい。そのとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） その点はわかりました。先ほどあの、孝義君が質問したのと同じですが、今まで桜ヶ丘というのは、ほとんど、空きはない。例えばアパートですから、Aという人が出て行って、Bという人が入る時は、おそらく2ヶ月くらい空きはあったと思うんですが、そういったことはなくて、ずっと満館状態で推移したんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これまで空きはない状況で、借り手があって推移しているというふうに認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 今回、桜ヶ丘に続いて、2棟目ですよね。この借上げを見ますと。これあの、あれですか、将来的に、例えばこういった民間の方が只見にアパートを建てたと。そういったときに町は、その借り上げるような規定とか何かがあるんでしょうか。それとも、建てればまた、第3番目として町に借上げてもらえるのか。これは、全戸借上げて、建てて借上げてもらえば、以前、何年か前に桜ヶ丘住宅を町が借り上げるときに、相当議論になったと思いますが、ある議員が、じゃあ、俺も建てれば町に借りてもらえるのかと、そういったこともありました。将来的にはこれは何か規定があるのか。その辺のところを教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 借上住宅につきましては、これまで9戸1棟、それから4戸1棟ということで今回お願いしてございますが、さらに年度内に6戸1棟、1棟になるかは、それは別ですが、6戸程度を追加して、今年度10戸を目指したいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 質問の趣旨は、将来的に、例えば、例えばですよ、例えば私が建てるとなって、その時に事前と町と何らかの約束をしてなければ、町で借りてもらえないのか。それとも、何の規定もなく、町にお願いして借りてもらえるのか。その辺の将来的なことを

ちょっとお聞きしました。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今回の新町住宅もそうでございますが、昨年の11月に募集をいたします。事業者の。その際に、借上住宅の基準というか、仕様も含めた、こういうタイプの住宅を町で募集しますよ。それに応募された方と町は協議をして、そして住宅供給者を決定していくということで今年度、追加で考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 今聞いてました。ありがとうございます。わかったんですけど、これ、明和地区の感じでちょっと申し上げたいんですが、向こうには結構、工場がありまして、企業で空き家を買って、今、外人の人がもう入居してます。それ2軒ほどあるんですけども、そういう場合ですね、空き家、これからまあ、相当出てきます。そしてまあ、大きい空き家なんかは内装さえすればアパートみたいな感じできるところもあるかもしれません。そういった住宅に関しても、これ町である程度、まあ、家賃の補助みたいなやつ、考えることできるのか。考えていらっやらないのか。それには該当しないのか。その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。向こうはやはり、住宅不足してますので、大きい企業ありますので、やっぱ、住宅が不足なんです。それだとやっぱ、こっちから通うなんていうのはなかなか大変なんで、明和地区の場合ですと、アパート無いから、空き家をそういうふうに改造するような感じ。今、福見屋さんにはもう、入って、あそこは女10人かな、入ってらっしゃるそうですし、今、二件在家改造して、そこへ、それは企業で買ったのか、借りたのか、（聴き取り不能）でやってるわけですけども、そういうところにも、こういう、若干なりとも補助が、差額の分できるものなのかどうか、その辺どう考えていらっやるかお聞きしたいんですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 明和地区の今、佐藤議員から事案がありましたが、たしかにあの、誘致企業が労働力確保のために、雇用のために、空き家を活用して外国人を住まわせてということは承知しております。空き家の活用として、そういった民間が自主的に改修して住ませる。そういったやり方については大変好ましいものかなというふうに考えております。町が、必ずしも町が全て整備するということではなくて、そういった動きになってい

けば、町としても望ましい方向かなというふうに思っておりますが、ただ、それでも絶対的な条件確保はなかなか難しい面もあります。しかし、町のほうも、望ましい住宅のスタイルというのは、やはり冬期間の管理上を考えまして、集合住宅、またその長屋というようなスタイルが望ましいというふうに考えておりますので、そういったことに適って、そういった町の提供を受けたい、そういった住宅が、そういった民間から提供が受けられるような条件になれば、それはそれで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 先ほどランクのお話されておりましたけれども、例えば、24万円以上、Cランクの場合、月額4万9,000円だという、21万4,000円以上では月4万9,000円のご負担ということですが、これ例えば、6万5,000円というのが借上料で、いわゆるこの差額が補助分という解釈なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） たしかにあの、町が借上げるのは6万5,000円。そしてあの、入居者が支払っていただくのは、それぞれの3ランクによっての金額ですので、その差額については町が補填するという内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） わかりました。ではですね、例えばあの、建設の総額によっては、だいたいこの個人の負担が変わってくる場合も想定されるのかなと思っておりますけれども、例えば月額をある程度、事前に想定をしてですね、想定をして、いわゆる建設の総額が決まっていたのか。事前のその辺の個人の負担をある程度勘案しながら、大体いくらくらの建設をしてくださいとか、なんか、事前のそういったことはあったんでしょうか。ないんでしょうか。まったくもう出来高で決まっていくんでしょうか。個人負担がだいたい変わってくる可能性もあるような気がしますけど。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まず募集にあたって、事業者からは事業計画を出していただいて、そのうえで借上料の希望額も出していただいております。しかしあの、その実績に合わせて最終的に町が、先ほど資料に基づいて私のほうで説明した内容で借上料を両者協議をして確定していったというものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） ちょっと関連というか、確認なんですけども、今のあの、新町住宅の基準、借上家賃がA・B・C。今、報告受けました。この桜の丘みらいの住宅基準をちょっと確認で聞きたいと思います。たしか、そこの借上料は借上げ期間も20年。そして、借上料も月額7万円だったと思いますが、それに基づけば、その借上家賃の場合も変わってくるとは思います。もう一度、そこ確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まず桜の丘みらいでございますが、構造が違いますので、借上げ期間は20年という設定になっておりまして、借上料は1戸あたり月額7万円と。

○5番（大塚純一郎君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） 入る人の家賃につきましては、これもあの、所得、それから部屋の場所によっても、

○5番（大塚純一郎君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） 考え方は新町住宅と、区分のABC、考え方同じですので、この基本の家賃とほぼ同様になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） そうすると、その借上げの桜の丘みらいの部屋自体、構造も、それからグレードも違うと思うんですけども、その中でもやはり、そちらに入りたいという人は15万8,000円以下の人は3万3,000円。15万8,000円から21万4,000円が4万3,000円。21万4,000円が4万9,000円という、これですか。そうではないと思うんですけども、その金額を確認したかったんですけども、ここに資料がなければ後でも結構です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） そもそもあの、桜の丘みらいが月額7万。それから新町住宅が6万5,000円ということですので、基準となるその5,000円の差、今7万と6万5,000円の差、5,000円ですね。その差が、

○5番（大塚純一郎君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） それしかないということです。ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 細かいことをお伺いします。この間、内覧会に行って観てきたんですけども、あそこ、この住居の前に消雪の設備がございました。で、その消雪に掛かる費用というのは町が負担するのか。入っている人達が応分に負担するのか。1点教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今回、町が借り上げようとしているのはその住宅1棟でございまして、それ以外に車庫もございまして、その駐車スペースもあります。いわゆる共益費もそのほかに2,000円という共益費が負担されますので、そういった中で、そういうあの、消雪料も含めて負担がされるものというふうに認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 駐車場という説明はございましたけれども、実はまだ車庫が2戸しかなくて、正吉郎さんにこの間確認をしたら、なんとか間に合うように建てますというふうなことをおっしゃってましたけれども、その辺のところは町としていつ頃までに完成されるというような説明は受けているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） こちらもあの、5月からは募集をしたいというふうに考えておりますので、当然それに間に合うような形で検討なされるものだというふうに認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第42号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決する

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第9、議案第43号 只見町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第43号 只見町辺地総合整備計画の策定についてをご説明申し上げます。

平成30年度から平成34年度までの只見町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定したいものでございます。

この辺地計画につきましては、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、俗に辺地法と言われるものでございますが、そちらに基づき策定をするというものでございまして、意味としましては、辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差を是正を図ることが目的で作成するものでございます。

本町におきましては、町内全域が辺地ということでございまして、全部で9辺地がございまして、今回につきましては計画期間が満了しております只見町辺地につきましては、平成30年度からの5カ年の計画について議決をいただきたいというものでございます。こちらの計画に掲載をした事業につきましては、掲載した事業についてが辺地債の対象事業となり得るということで、辺地債の（聴き取り不能）が認められれば財政措置といたしまして記載の元利償還額の8割が普通地方交付税の基準財政需要額に算入されるというような内容でございます。こちら、すでに福島県との協議をいたしまして、異議ない旨の回答も頂戴をしているところでございます。

それでは整備計画のほうを説明させていただきます。まずこちらの計画につきましては只

見辺地ということでございます。辺地の人口については1,073人ということで、29年12月末現在でございます。面積については215.6平方キロメートル。1番として、辺地の概要でございますが、辺地につきましては大字田子倉、大字石伏、大字只見が計画区域でありまして、ここの全てのものが掲載地区が対象ということになります。(2)番として、地域の中心の位置ということで、こちらについては只見字田中1297番地の1が中心の位置ということになってございますが、この中心の関係につきましては、坪当たりの評価額の最高額が中心の位置と、地点ということで定めるということになってございます。(3)番として、辺地度点数として107点ということで記載をさせていただいてございます。辺地対象になるものが点数としては100点と、100点以上が辺地に該当するというので、内容としましては地域の中心から学校、医療機関、郵便局等の、いわゆる距離数であったり、そういうもので算定された、いわゆる辺鄙な程度を示す点数を計算しまして、その中で100点以上になると辺地対象となるというような状況でございます。

一枚めくっていただきますと、2番として、公共的施設の整備を必要とする事情ということで文面が記載させていただいておりますが、こちらについては地理的条件であったり、公共的施設の現状のほうを記載をさせていただいて、今回、計画している掲載事業を整備することで生活環境の向上を図って、他地域との格差是正を図っていこうというようなことで記載をさせていただいております。

次のページにまいりまして、3番目として公共施設の整備計画ということで5ヵ年の計画を記載をさせていただいてございます。3事業ございまして、まず一つ目として、自然首都・只見アウトドア拠点整備事業ということで、こちら事業費、財源内訳、また辺地対象事業債の予定額ということで記載をさせていただいてございます。こちらにつきましては平成30年度に事業を実施したいというようなことでございます。二つ目の除雪機更新事業。こちら計画年内にタイヤドーザを3台更新をしたいというようなことで事業費の総額、事業費としては6,600万円というようなことで、あとは財源内訳、辺地予定額というようなことで記載をさせていただいているところでございます。三つ目の事業として寺下5号線道路改良事業ということで、事業費は1,000万ということで、全額、辺地対策事業債の予定額というようなことで記載をしてございます。こちらにつきましても平成30年度に事業を実施したいというようなことでございます。寺下5号線につきましては、3月議会で繰越事業にたぶん認定された事業だと思っておりますが、只見スノーステーションの付近の道路改良といいま

すか、排水路の整備というような箇所ということでございます。今年度の事業実施の予定と  
いうようなことでございます。尚、事業費等につきましては県との協議時点の事業費という  
ことをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第43号 只見町辺地総合整備計画の策定については原案のとおり可決するにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第44号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第  
2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第44号 平成30年度只見町一般会計補正予算  
（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成30年度只見町の一般会計補正予算は次に定めるところによるというものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億784万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額それぞれ5億8,064万2,000円としたいものであります。

第2条といたしまして地方債の補正であります。これは第2表 地方債補正によるということであります。

内容のご説明を申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず第1表 催乳歳出予算補正ということでありまして、1ページ、歳入であります。使用料、手数料。既定の額3,453万円に、使用料であります81万2,000円を追加すると。県支出金につきましては1億2,733万円を追加をする。町債につきましては7,970万円を追加をする。合わせまして歳入としまして2億784万2,000円を追加をするということであります。内容については事項別明細のほうでご説明を申し上げます。

続きまして、2ページであります。歳出になります。商工費で2億615万円の追加。土木費で118万円の追加。予備費で51万円の追加ということでありまして、これにつきましても総額2億784万2,000円ということであります。

3ページをご覧いただきたいと思っております。第2表 地方債補正であります。変更であります。先ほど議案第43号で辺地計画、ご審議をいただき可決いただきました。それに伴います辺地債の、本年度での現時点での想定であります。従前の額5,860万円でありましたが、今般、1億3,830万円ということでありまして、7,970万円の追加を、増額をお願いするという内容であります。

4ページをご覧をいただきたいと思っております。これは事項別明細の総括表になっております。

5ページは歳出の事項別明細の総括表。

6ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入の款の12、使用料及び手数料。項は1、使用料であります。目の3、土木使用料であります。公営住宅使用料ということで、これにつきましては先ほど議案第42号で可決をいただきました只見町借上型賃貸住宅の使用料の分でございます。当初予算で6ヶ月分ほど、単価もちょっと違うんですけども想定をさせていただきました。今般、額が固まったということで差額の81万2,000円。これを増額補正をさせていただきたいというものであります。金額の算定にあたっては、先ほどABC、3ランクあるということでありました。まだ入居者決まっておられませんので、中

間のランクで一年分想定をさせていただいております。実績によりまして補正なりをさせていただくということになろうかと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。続きまして、款の14、県支出金であります。項は2、県補助金。8の商工費、県補助金でありますけれども、1億2,733万円。新歳時記の郷奥会津活性化事業補助金ということで、歳出でご説明を申し上げます旅行村の改修工事に関する補助金であります。続きまして、款の20、町債であります。今回は商工債としまして7,220万。辺地対策事業債。先ほどの地方債補正に係る分であります。自然首都只見アウトドア拠点整備事業ということで事業名はこうなっておりますが、内容は旅行村の改修工事に係る財源でございます。次、土木債。これも辺地対策事業債。先ほどあの、辺地計画、そして地方債でご説明を申し上げました町道整備事業といたしまして寺下5号線の分の起債でございます。合わせまして起債、7,970万円の町債の増額をお願いをしております。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それではあの、歳出の説明に入らせていただく前に、資料の配付の配付を許可いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それではあの、歳出の商工費でございます。目の観光施設費でございます。補正前の額1,838万9,000円に対してまして、今回、補正を2億615万円お願いするものでございます。

まず財源でございますが、今ほどの総務課長のほうからも説明ございました県補助金でございます。これにつきましては補助対象事業費を1億9,100万円としまして、その3分の2を見込んでございます。地方債については辺地債でございます。

内容につきましてご説明させていただきます。需用費でございますが、これにつきましては古民家、あとバンガロー等の照明器具の購入をさせていただきたいものでございます。委託料につきましては、工事に伴う管理業務の委託料ということで840万円をお願いするものでございます。

工事費につきましてですが、今ほど配付させていただきました資料をご覧いただきたいと思っております。まず右側の下のほうに、旅行村改修整備事業概要ということで①から⑱までござ

います。これに沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず案内看板ですが、町道から入るところに今、看板一つございます。これをまず改修をさせていただくということと、あと②になりますが、場内、キャンプ場内に3箇所、案内看板の新設をさせていただきたいと。で、③になりますが、管理棟、現管理棟の内部の改装及びWi-Fiの通信整備ということで考えてございます。④・⑤・⑥につきましては旧管理棟、あとシャワー棟、東炊事棟につきましては解体撤去をするものでございます。⑦としまして西炊事棟1棟解体する代わりに、今、オートキャンプサイトBサイトというものがございますが、この近くに1棟を新設させていただきたいというものです。⑧でございますが、場内の中央部分に新たに炊事棟。これ、まあ、東炊事棟と同程度のものになりますが、これを新設させていただくということになってございます。で、イベント広場ですが、現在、テニスコートとして使用しておりますところをテニスコートを廃止しまして芝生を張らせていただきましてイベント広場とするものでございます。そちらにモバイルハウス、これ、トレーラーハウスのようなものですが、これを2棟、新設をさせていただきたいと。続きまして、11番ですが、オートキャンプサイト、右下の欄になります。23区画ございます。これにつきましては区画割の石の撤去であったり、芝生を張るということと、あと小さい炊事場ございますので、これも一部改修をさせていただくという内容でございます。続きまして、12番でございますが、イベント広場の下流側に、今あの、森林状態になっているところございます。ここに新たに9サイト、テントサイトを新設させていただきたいということで考えてございます。で、⑬でございますが、左の上のほうになります。東バンガロー。これ5棟ございますが、屋根の吹き替えと、あと室内にロフトを新設させていただきたいというふうに考えてございます。次に⑭、西バンガロー。これは下のほうになります。この図面の下のほうになりますが、これも5棟ございますが、これにつきましては今のバルコニーを撤去させていただいて、そこに新たにテラスを設置し、日よけ等を新たに付け加えたいというふうに考えてございます。15番、古民家の山中家でございますが、これは畳の張り替えやブラインド等の改修を行わせていただきたいと思います。15番の古民家、目黒家でございますが、これにつきましては畳の表替え。あと浴室や洗面室等の一部改修を計画してございます。で、17番でございますが、今あるごみ置き場が老朽化しているということで、鉄製のごみ置き場、今、町うちで使っているようなごみ置きに改修をさせていただきたいと思います。最後に18番ですが、駐車場の入口等の乗り込みについて改修をさせていただきたいという

ふうに考えてございます。

以上の工事内容で1億9,550万ですか、を予算としてお願いするものでございます。

続きまして、備品費、備品購入費でございますが、管理用備品としまして民家の寝具であったり、テーブル。あとは日よけ等を購入させていただくものでございます。機械器具費としましてイベント広場、芝生替えをさせていただくということで芝刈り機の購入をお願いするものでございます。整備内容の概要につきましては以上のとおりでございます。

これまで委員会や全協委員会等でご提言いただいた冬期間の利用促進であったり、エコパークの連携、体感できる施策の検討。あとオフィシャルパートナーシップ契約の内容の協議。指定管理者の早期決定といったこと。それぞれあの、皆様に今後、協議をさせていただきながら、町民利用の促進と交流人口の拡大に向けて取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、土木費であります。7ページの最下段であります。4目の道路新設改良費につきましては、財源750万の先ほどの辺地債の財源振り替えでございます。

続いて、8ページでございますが、1目の住宅管理費であります。補正額118万円となっております。これにつきましては借上住宅の借上料をお願いするものでございますが、当初、6ヶ月分、額は7万で6ヵ月分とっておりましたが、今回、月額6万5,000円の11ヶ月をみての差額不足分をお願いしております。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 款の13予備費であります。51万2,000円の増額をもちまして一般会計補正予算第2号、編成をさせていただきました。よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 7ページですか。歳出の商工費、観光施設費の説明を今いただきました。この資料に基づいての説明の中で、案内看板ですか、①・②、改修・新設とあります。

1番の案内看板については委員会でも議論させていただいて、ここからの乗り入れに対して

道路改修等々の議論もしてありますが、そういう中で、大型車両、大型バスの乗り入れは、この資料に基づきますと右上のほうになると思うんですね。ここに、今まで再三のその議論の中で、案内の、やっぱり看板必要じゃないかということを見せていただけてきました。これがここに何も明記されてないと。説明もされてないと。納得ができません。もう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 説明が落ちてしまい申し訳ございませんでした。委員会等でもこちらのほうに看板の設置ということについては検討させていただくということでお話をさせていただきました。まだちょっと、場所等も、今これから協議をさせていただくということになってございますので、できればこの予算の中で設置できるように検討をしてみたいというふうに考えております。申し訳ありません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） この資料見させていただき、今ほどと同じキャンプ場の改修計画についてでございますけれども、この中で、今回手を付けられていない部分。例えば池周辺でありますとか、それからあの、この山のほうにずっと遊歩道がありまして、その遊歩道もかなりあの、歩きづらかったり、ぬかるんだり、昔の木橋みたいなのが腐っていたりしている場所もございます。それからあの、一番、この図面でいくと一番下側の、結局、キャンプ場の端ですね、端のところ、前に手すりをずっと付けてございますけれども、その手すりなんかも、かなり、間に合わせで作ったものですから、あまり見場もよくなかったりするものですから、これ、これで終わりなのか。年次計画で今後ともまだ整備計画をお持ちなのか。その辺をお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 池周辺と、あと遊歩道につきましては、現計画の中では入ってございません。これにつきましては、今後、ちょっと協議をさせていただければと思います。手すりの関係ですが、東バンガローの周辺の手すりだと思われまして。これにつきましては、この工事計画の中で改修を予定させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 私は7ページの歳出の、目の観光施設。区分でいう工事請負費の1億9,550万に関連して質問をいたします。町長に答弁を求めます。

本日ここに、旅行村の改修工事の予算が提案されたことは本当に良かったなというふうに思います。しかし、そもそも、この議案は、今年の3月の当初予算の中で提案されるべきではなかったのかなというふうに思うんですが、されなくて今回、何が原因で、今回これを出されたのか。要は、経済文教委員会の中で随分議論された内容であろうというふうに思います。そこで、今回出したのは、要は住民の納税者の合意が得られないということであったのではなかろうかなと。担当の委員長が昨年の9月に、厳しい質問と提案の理由を説明されましたけれども、私はその時初めて、このアウトドアの拠点整備事業の推進を図っていくというような内容を初めて聞きました。そこでまあ、今回、町長は出されましたが、要因は、今回出した要因は、おそらく住民の納税者の理解が、合意が得られなかったということであろうというふうに思います。そこで、町長は、今後この予算をちょうだいして、議会在議決して、今後の進め方、どう考えておられるのかを町長にお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、議案として提出をさせていただくまでの経過につきましては、当初では最初考えようということで進めてまいりましたが、まだあの、議会の担当委員会、それからそういったところとの議論の中で、まだあの、最終的には議論が詰まらなかったということもありましたので、一応あの、私といたしましては当初予算には計上しないで、もう少し議会のほうとも議論を重ねて、理解を得てから計上したいということで、今まで担当委員会、それから全員協議会等の中で説明をさせていただいて本日に至っております。そういった中で今日、なんとか通していただければ、この後、今年度、整備を進めながら、それぞれの委員会、全協の中でいただきましたご意見等を参考にしながら、誘客等の方向についても、指定管理者の業者だけではできませんので、町、それから観光まちづくり協会等の誘客の窓口との連携を図りながら取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、今年がああ、ちょうど指定管理の切れる年で、再募集になります。そういった中で、半年ぐらい前までにはというご意見もいただいておりますので、そういった形の中で仕組みづくりを考えていながら、スノーピークという指導的なところとの協議も進めながら取り組んでいきたいというふうに思います。それであると、将来、去年は非常に天候が悪かったのと災害の関係で252の問題もありましたが、今年度はなんとか、天候的にも恵まれて、非常に誘

客が進んでいければというふうには思っております。それで将来の289号の開通に向けた中の取り組みとして、それぞれの只見線とか、いろいろな形の中で、誘客の増加について取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今回の町長の答弁は理解しましたけれども、今回のこの旅行村の整備は、観光のプロジェクトチーム、スタートすることによって、今までの計画の中身が出てくと思うんだ。効果が出てくると思うんですが、先般あの、副町長が、副町長が、人材育成というようなことで、副町長のプロジェクト全体スキーム構想が示されました。私はその中で聞いて、厳しい質問をいたしましたけれども、今回もやはりこの副町長のチームで、町職員の人材育成の中に、やはり職員は各集落から、それぞれの集落から参加されておりますので、言いたいのは、その職員の集落体制をつくらせまして、副町長の計画の中で地域の、現場の意向を聞きながら、その時、副町長は現場主義ということを申されましたけれども、ただ、一つ屋根の下の中で机上査定するようなことにはいかないんですよ。やはり現場の声を広く入れていかないと、この旅行村のアウトドアの構想はしっかりしたものができないのではなからうかと懸念して私申し上げるんで、是非とも、私はあの、今の副町長の構想に全力で取り組まれるシステム、中身を、やっぱり町長自ら、町長と協議をしながら、内容のある、実りのある、効果が上がるプロジェクトチームのスキームをつくっていただきたいなと申し上げて私の質問は終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 大変、ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

副町長を中心とした研修の組織につきましても、それぞれ二つの分野の中で立ち上がりを進めております。そういった中であの、一つの専門的なチームのほうで少子化対策という、ひとつ、大きな括りの中で取り組んでいる中で、こういったあの、指定管理をしております湯ら里から、旅行村。それから歳時記、スキー場。それと河井継之助記念館と多々あります。それからあの、それ以外のまた別の施設の中で、交流人口というのはひとつの全体を見ながら取り組んでいく必要があるということだと思います。そういった中で職員の皆さんからそれぞれのご意見をいただきながら、一つの方向性、そのためには先ほどらいもちょっと申し上げました。町ばかりでなく、その施設ばかりでもない、観光まちづくり協会、商工会等、

多くの団体とも連携を図って行って、ひとつの方向性に向かって進む組織的なものが非常に必要じゃないかなというふうに思っておりますので、そういった議論も含めながら、副町長を中心としたそのチームの中で議論をしていただいて、そしてその経過に基づきながら、折によっては議会のほうと担当委員会ですか、そういったところとも議論をしながら先に進めていくという道筋を立てられれば良いなと思っておりますので、副町長に非常に期待をしているところであります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 一つだけお願いしておきます。せっかく、これ、2億もの金かけてやられるわけですので、これ、冬場ですね、管理。これは徹底していただきたいなというふうに思います。建物というのは、使わないでおけば、もう、すごい傷みが激しいんで、今までですと、毎年、あそこ壊れた、ここ壊れたって、何百万とかっていう、その修理あがってきます。だから、今までまあ、川のこっち側から眺めているだけじゃなくてですね、やっぱり指定管理料上げて何でもですね、建物の管理はちゃんとしないと傷みますので、その辺はあの、せっかくこれだけのお金かけるわけですから、後から補修なんか、毎年出ないように管理していただきたいなというふうに思います。で、やはりあの、冬場、あそこまでの道路の除雪ぐらいはして、週に1回ぐらいは、この見回りする、できるぐらいの体制をとっていただきたいなというふうに思っております。で、冬場、これからほら、冬場の利用も考えられるということで、この前、説明いただきまして良かったなというふうに思ってます。だから、結構、これ、古民家なんかも雪堀りツアーかなんか、外部から寄せ入れてね、やらせて、その場で安く泊めてやるからというような感じの企画もですね、取り入れながら、とにかく冬場の管理をちょっと徹底して、お金かからないようにしていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議員おっしゃること、もっともだと思います。先日も全員協議会の中でその冬場の利活用についても、様々、今後検討させていただくということもございました。今おっしゃった雪堀りツアーというものも一つのアイデアだと思いますので、特に冬場の管理につきましては十分注意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 鈴木議員のお話にちょっと関連するかもしれませんが。これはあの、当局の方々も重々、ご承知だと思いますけれども、今回の今日に至るまでの様々の経過をですね、いろいろ考えたときに、やはりその、この事業を計画される段階で、いわゆる整備までいろいろ、財源だったり、スケジュールだったり、検討されてきたのかなという感じはしておりますけれども、その後の、やはり運営、運用、そこにやはりちょっと甘さがあったのかなと思っています。まあ、委員会の中でもそういったところは再三再四申し上げ、議論をさせていただきましたけれども、いよいよこれから観光交流含めたプロジェクトが動き出すわけでありまして、やはりその中で、今回のようなことがあっては、やはり進むものも進まないと思っているんですよ。今、非常に、こういった施設整備含めて、加速しなくてはならない重要な時期でありますので、やはり今回のことは我々も勿論でありますけれども、町当局のほうでも、やはりその事業スタート時の、その後の考え方、終着点までの、いわゆるスケジュール含め、目的を、その辺はやっぱりもう一回、反省を含めてですね、十分、やはり考え直すべきだなというふうに思います。で、特に観光施設は、収支というものが非常に重要になってまいりますから、当然、我々もここは、今後も注視はしてまいりますけれども、そういったやはり視点でですね、今後の整備計画、いろいろ検討させていただきたいという要望です。これにつきましては、町長に一言、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の当初予算の中でもそうですが、将来、只見町は大きく変わるとい見通しは立てております。それがまあ、一番の基礎となるのが289号の開通といひますか、そちらになりますか、そういった中で、新たな設備等といひますか、施設というものも検討していく必要がありますが、ただ、その中で、今の既存の施設の中で、例えば誘客の場合としますと、同じような施設がいくつもあって良いのかどうかという場合もあります。そういったところで整理、統合についても検討していく必要があると思っておりますので、そういったことも含めながら全体計画の中で、議会の皆様とも協議をしながら、そういったところの方針は立てていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 先ほどあの、聞こうと思っていて聞けませんでした。あのですね、ここに、委託料ございます。これ、スノーピークともオフィシャルパートナーシップとしての

委託契約がございますけれども、この工事と、スノーピークとの関連性。この委託料は書いてある通り、施工管理の委託だと思っておりますけれども、これ、工事中にスノーピークさんはどういった役割をされるのかということと、この工事をされながら、キャンプ場は運営を続けていくという説明を前回お伺いしましたけれども、その中で例えば、工事の発注見込みです、工期、いつ頃からいつ頃までには発注して、いつ頃までには終わらせたいとか、夏休みのお客様が混む時期は工事を中止させたいとか、そういった意向はお持ちなのか。その工事をやりながらキャンプをさせるというところで、なかなかこれ、騒音とか、粉じんとか、そういった被害的なものも考えられるかと思っておりますので、その辺のところの環境対策をどのように考えていらっしゃるのか。2点お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） まずあの、1点目、スノーピークとの今年度の関係と伺いますか、のお質しだと思います。で、スノーピークさんのほうには基本構想、基本計画を策定いただいているということございますので、その計画に沿った整備計画ということで、施工管理ではないんですけれども、そういった面で旅行村がより良い施設になっていくようなアドバイス等をいただけるように今後協議をしてみたいというふうに考えております。

あと工期等の件でございますが、今回、議決をいただいた後に、県のほうへまず補助申請をさせていただいて、県の補助決定を受けた段階で、5月中には入札を行いたいというふうに考えております。その後、遅くともその6月会議には、工事請負契約の議決を提案させていただきたいというふうに今のところ考えてございます。あと営業しながらの工事ということで、それにつきましては、なるべく影響のないように、それは受注業者さんと相談しながら、そのゾーン分けをして行うとか、そういったことは十分注意しながら施工してみたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、藤田力君。

8番、失礼しました。

○8番（藤田 力君） 本当、単純なことなんです、この平面図の左下にある①番の案内看板は、改修となっておりますが、今あるんでしたっけ。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今ございますので、それを改修させていただきたいと思いま

す。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 今ある、その、なんていうか、この中にある青少年旅行村っていうのが、今ある看板ですか。

そうであれば、当然でしょうが、要は、スノーピークさんとの契約とか、認定だとか、そういうものをやはり、きちっと入れたうえで看板を作っていたらいいだろうなと思ってますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 看板の記載内容のお話だと思います。基本計画等の中では、その名前の変更とか、そういったことも記載されておりました。で、それにつきましては、名前も含めてこれから協議をさせていただきたいと思います。あと、オフィシャルパートナーシップ等の契約の状況によって、きちんとスノーピークさんの名前を入れるとか、そういった記載内容については工事を行っていく中できちっと決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

○8番（藤田 力君） そしてあの、もう1点なんです、何回も聞いて申し訳ないんですが、やっぱりこの図面見ましたら、国道からの乗り入れのところに、やはり看板も、私は必要じゃないかなと。先ほど町長言いました、289が開いたならとか、いろんなことありますが、やはり、看板というのは私は大事だなというふうに思います。是非あの、どことは申しませんが、そうした国道走る車から入るお客様が多いと思いますので、そんな看板も、是非、課長、検討して計画してください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 館ノ川側の国道ではなくて、館ノ川というか、館ノ川地内の国道ではなくて…

すみません。一応、公共サイン計画等で整備をされたものというふうに私、認識しておりましたが、尚、確認をして、国道からもわかるように検討してまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 4番です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番。

○4番（目黒道人君） この図面の中でイベント広場。今のテニスコートのところですけども、ここにモバイルハウスが2棟ということですので、これはこの、歳出の観光施設費の中で、どういった支出になるのか。リースなのか。購入なのか。ちょっとあの、もう一度教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） モバイルハウスにつきましては、一応、現在、購入ということとで設置を考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 商工観光課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 工事費の中で一緒に施工させていただくというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 工事費ということで、そうですか。結構あの、1棟350万円というのが2棟ということなんですが、これも入っているということなんですね。はい、わかりました。ちょっと僕も看板のことで、ちょっと一言いいますと、館ノ川のところにも看板があるんですが、黒谷方面から向かってくると、ちょうど看板の脇に車庫があるものですから、矢印がですね、ちょうど隠れていて、キャンプ場というのはわかるんですが、矢印が隠れているというのがちょっと残念だなと常々思っていましたので、機会があれば、そこも検討していただきたいなと思いますし、あと主な導入路としては、こちらの上町のところだと思うんですが、そこもやはり、もうちょっと目立っても良いのかなと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 尚、確認をさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第44号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 先ほど、各常任委員会及び議会運営委員会が新体制になりました。

皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所管事務等の調査につき、  
会議規則第73条の規定により、議長に対して提出されております。お手元に配付しておき  
ましたので、通知書のとおり所管事務等の調査の申し出がありましたので、当局におかれま  
しては調査にあたりまして、準備等をよろしくお願いを申し上げたいと思います。そしてま  
た、各委員会では調査のほうをしっかりとやっていただきますようによろしくお願いを申し  
上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後2時33分）